

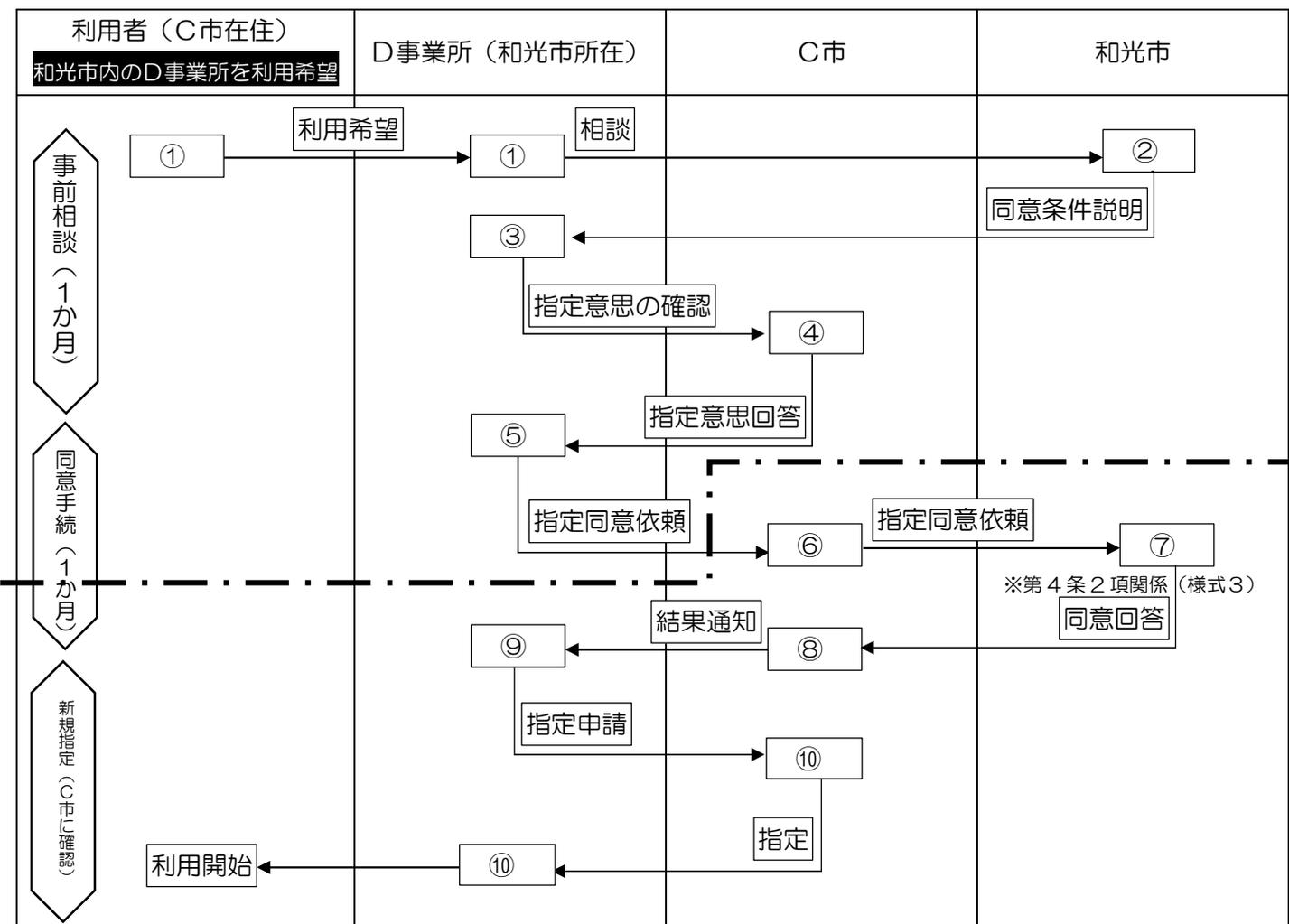
和光市外の被保険者（利用者）に地域密着型サービスを提供する場合は、利用者毎に下記の手続きが必要となります。

【指定同意の手続き】

例：C市の被保険者が、D事業所（和光市内）でサービス提供を希望する場合（住所地特例の対象者を除く）

- ① C市被保険者から利用希望があった場合、D事業所から当該被保険者の状況を和光市に相談する
- ② 和光市は被保険者受け入れのための同意条件を説明する
- ③ 和光市の同意条件を踏まえ、D事業所からC市（利用者の保険者）に指定意思の確認をする
- ④ C市がD事業所に指定意思の回答をする
- ⑤ D事業所からC市に指定同意依頼を行う（依頼の方法はD事業所がC市に確認する）
- ⑥ C市が和光市に指定同意依頼を行う
- ⑦ 和光市が同意条件をふまえ、C市に同意の回答をする。（第4条2項関係）
- ⑧ C市がD事業所に指定同意の結果を通知する
- ⑨ 指定同意の結果を踏まえ、D事業所がC市に指定申請する
- ⑩ C市が指定申請を受理・審査し、指定する

【手続きの流れ】第4条関係



※利用者の状況の変化等により事前相談があった場合でも、⑦で同意できない場合があります。

※各手続きの所要期間は目安です。相談内容、他行政の事情等により流動的ですので、早めにご相談ください。

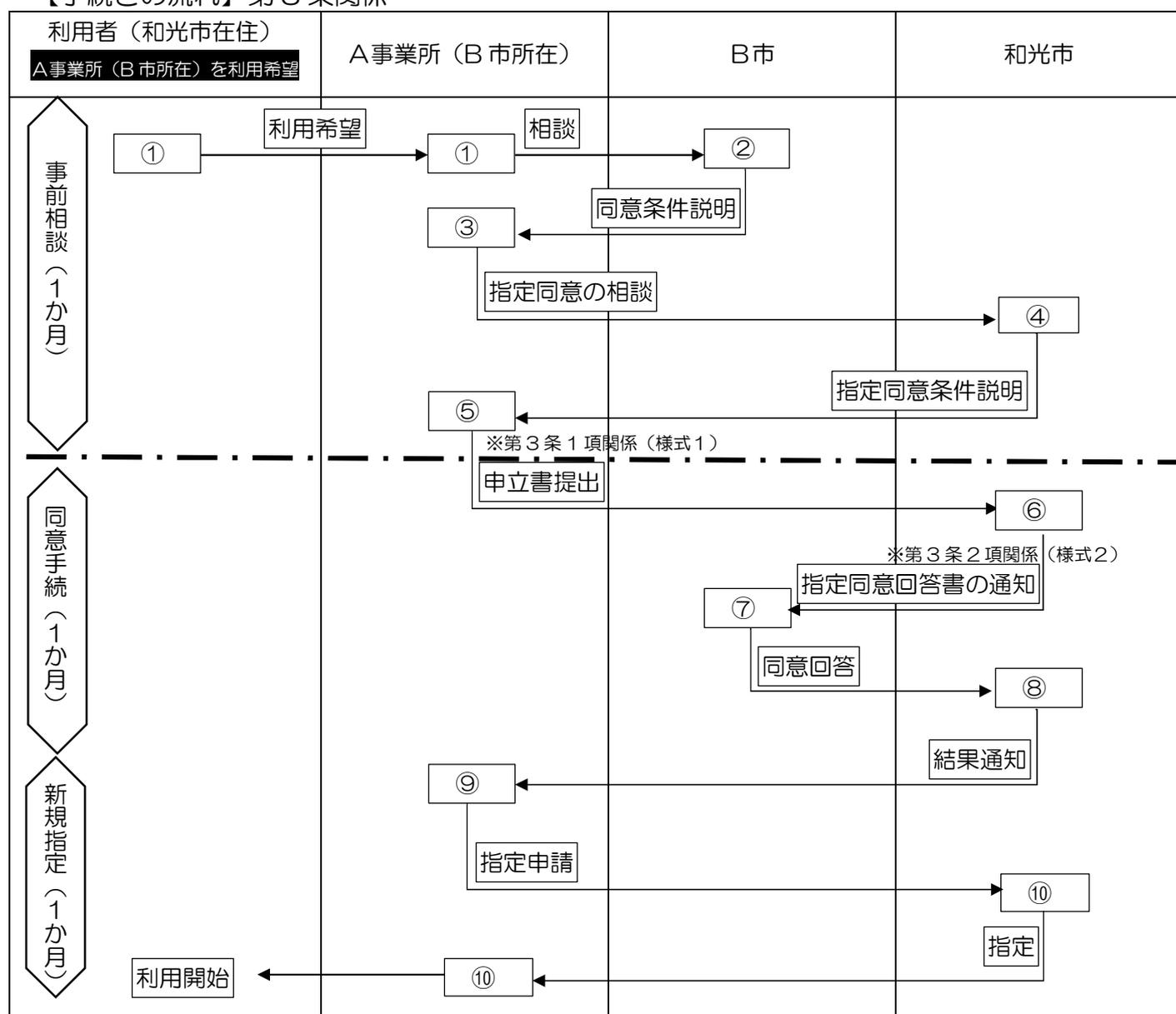
市外に所在する地域密着型サービス事業所が和光市の被保険者（利用者）に地域密着型サービスを提供する場合は、利用者毎に下記の手続きが必要となります。

【指定同意の手続き】

例：和光市の被保険者がA事業所（B市に所在）でサービス提供を希望する場合（住所地特例の対象者を除く）

- ①和光市被保険者の利用希望があった場合には、A事業所からB市に相談する
- ②B市は被保険者受け入れのための同意条件を説明する
- ③B市の同意条件を踏まえ、A事業所から和光市（利用者の保険者）に指定同意について相談する
- ④和光市がA事業所に指定同意条件を説明する。
- ⑤A事業所から和光市に申立書の提出をする（第3条1項関係）
- ⑥和光市がB市に指定同意回答書を通ずる（第3条2項関係）
- ⑦B市が和光市に同意の回答をする
- ⑧和光市がA事業所に指定同意の結果を通知する
- ⑨指定同意の結果を踏まえ、A事業所が和光市に指定申請する
- ⑩和光市が指定申請を受理・審査し、指定する

【手続きの流れ】第3条関係



※利用者の状況の変化等により事前相談があった場合でも、⑥で同意できない場合があります。

※各手続きの所要期間は目安です。相談内容、他行政の事情等により流動的ですので、早めにご相談ください。